

大阪精神医療センターにおける研究活動に係る行動規範

令和3年 9月 24日 制定

令和4年 9月 15日 改正

地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪精神医療センター（以下「当センター」という。）は、当センターの学術研究に対する信頼と公正さを確保するとともに学術研究のさらなる進展を図るため、研究活動に係る行動規範を制定する。

当センターの研究者、事務職員等、公的研究費等の運営及び管理に関わる全ての者（以下「研究員等」という。）は、以下の行動規範を遵守し、公正な研究の遂行に努めなければならない。

- 1 研究員等は、研究活動における研究費の多くが、国民の税金を原資とする外部資金により充当されていることを深く認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。また、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費等の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
- 2 研究員等は、公的研究費等の使用に当たっては、関係法令、通知及び大阪府立病院機構及び当センターが定める規程等を遵守しなければならない。
- 3 研究者等は、公的研究費等の使用に当たり取引業者との関係において府民の疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
- 4 研究員等は、公的研究費等の取扱いに関する研修会に積極的に参加する等、関係法令等の知識修得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。
- 5 研究者は、研究活動において、捏造、改ざん、盗用等の不正行為を厳に行ってはならない。また、研究データや資料等の適切な管理及び保存により研究環境を整備し、研究成果の信頼性を確保することにより、不正行為の発生を未然に防止するよう努めなければならない。
- 6 研究者等は、研究活動に伴う守秘義務を厳守し、研究活動の過程において知り得た個人情報等の保護に努めなければならない。
- 7 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言等において、個人と組織、ある

いは、異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応しなければならない。

- 8 研究員等は、不正があった場合は、その是正に努めなければならない。また不正が現に行われ、若しくは、行われたことを知ったときは、それを放置してはならない。

以上